

☎ 災害援護資金貸付制度

社会福祉課社会班（☎62-5317）

負傷または住宅・家財に被害を受けた人に、生活再建に必要な資金を貸し付けします。

* * *

【対象要件および貸し付け限度額】

対象となる要件	限度額	
	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
当該負傷のみ	150万円	—
家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
住宅が半壊	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住宅が全壊	350万円	250万円（350万円）
住宅全体の滅失または流失	350万円	350万円
利率	年3%（据え置き期間中は無利子）	
据え置き期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据え置き期間含む）	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別な事情がある場合は（ ）内の額になります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【所得による制限】

世帯人数	市民税における 平成21年中の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に1人増すごとに 30万円を加えた額
ただし、住宅が滅失した場合は1,270万円	

【申請方法】

災害援護資金借入申込書に必要書類を付けて社会福祉課社会班へ提出してください。

【必要書類】

り災証明書、世帯全員の所得証明書、世帯全員の住民票の写し、医師の診断書（負傷がある場合）、保証人に関する書類

【申請期限】

平成23年6月30日（木）

☎ 生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会（☎57-5577）

金融機関からの借入れが困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して資金を貸し付けします（災害援護資金の貸し付け対象者は対象外）。

* * *

【福祉費】

限度額	150万円（目安）
利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据え置き期間	6か月以内
償還期間	7年以内（目安）

【緊急小口資金】

限度額	10万円
利率	無利子
据え置き期間	2か月以内
償還期間	8か月以内